九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

左馬頭の指 ： 『源氏物語』帚木巻の別れ話の裏側

坂本, 信道
京都女子大学文学部助教授

https://doi.org/10.15017/8905

出版情報：語文研究. 100/101, pp.50-59, 2006-06-02. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

左馬頭の指

――『源氏物語』帚木巻の別れ話の裏側――

坂本信道

一

五月雨の夜、宮中の宿直所に参集した光源氏をはじめとする男たちのあいだで交わされる女性談義、雨夜の品定めにおいて、中流階級の女性、いわゆる「中の品」の女性論に熱弁をふるう男、左馬頭。この場面のみ登場の端役に過ぎない人物であり、とりたてて論の対象となるべき存在でもないが、[注1]端的に言えば、滑稽で剽軽な役どころということになろうか。左馬頭の弁舌について、

馬頭、物定めの博士になりて、ひひらきゐたり。

（帚木　一―69ページ）[注2]

と、「ひひらく」なる語が用いられている。『類聚名義抄』の「嘶」の訓に「イバユ」「馬イナヽク」とともに「ヒヽラク」が載ることから推察されるように、「馬」だから「嘶く」と官職名にひっかけて洒落ているのであり、人ではなく、ことさら「馬」を強く印象づけることで、左馬頭の談義の内容は烏滸めいた色好みの語りとして記憶されることになる。また、左馬頭の二つの体験談、嫉妬によって男の指に食いついた女の話（「指喰いの女」と通称される）と、自分以外にも男を通わせていた女の話（こちらは「木枯らしの女」と通称される）、ともに女と別れた話であるが、当事者には悲哀深刻であっても、別れ話というものは今も昔も無責任な他人にはどことなく滑稽味を感じさせるものである。左馬頭のおどけものとしての印象は、以上のような点から自然と形づくられていったと考えられる。[注3]

雨夜の品定めは、こうした滑稽で剽軽な左馬頭の物語を契機の一つとし、光源氏の「中の品」の女性との恋愛、いささかくつろいだ恋愛物語への端緒となったとされる。[注4] たしかに一面でそれは正しい。しかしながら、たんなる道化役と思われがちなこの左馬頭、なかなか喰えない男なのである。以下、「指喰いの女」の逸話に着目して考察を進める。

さて、左馬頭の語る「中の品」の女性との恋愛体験談の一つめ「指喰い女」の話に次のような部分がある。左馬頭がまだ若く、身分の低かったころ、「もの怨じ」「もの疑ひ」、つまり嫉妬をひどくする女と付き合っており、誠実さには妻として頼りどころがあると一方では思いながら、女が懲りるようなことをして、なんとか唯一の欠点ともいうべき嫉妬をやめさせたいと一計を案じた。いつものように喧嘩となり、売り言葉に買い言葉、収拾のつかないありさまとなる。

女もえをさめぬ筋にて、指ひとつを引き寄せて食ひてはべりしをおどろおどろしくかこちて、『かかる傷さへつきぬれば、いよいよまじらひをすべきにもあらず。辱めたまふめる官位、いとどしく何につけてかは人めかむ。世を背きぬべき身なめり』など言ひおどして、『さらば、今日こそは限りなめれ』と、この指をかがめてまかでぬ。

（帚木　一―74ページ）

ここで左馬頭が「指をかがめてまかで」たのはなぜであろうか。これまでの諸注、この箇所に言及したものはほとんどない。わずかに、萩原廣道『源氏物語評釋』に、

このおよびをかゞめて

（釋）このは、今かのといふべき所也。かのくはれし指を痛き故に屈めて歸りしと戯れていへるなり。

とあり、また、小学館の新編日本古典文学全集が「および」に新しく注を施して、

かみつかれた指を大げさに痛そうに曲げて見せるのであろう。

とする程度である。指を噛まれた男が、その痛さと女への当てつけに、指を屈したまま捨て科白を吐き、その場から立ち去ったという理解は、この間、ほとんど変わっていないと言える。まずもって穏当で、異を唱えようのない解釈に見えるが、しかしながら、喧嘩の場から指を屈めたまま立ち去るという行動自体、いささか不自然であるうえ、直前の左馬頭の科白との関わりが、痛さゆえというのでは不明としか言いようがない。このことのせいで「まじらひ」が出来ないといい、「世を背きぬべき身」などとなぜ言うのであろうか。指を噛まれただけであるから、新全集の注するように、たしかに「大げさ」なように見えるが、実は左馬頭がそうするには確

たる理由があった。結論から先に述べると、指を噛んだという女の行為が、縁を切るための正当な理由となりうることを誇示する左馬頭の確信犯的な態度であったということである。

平安時代の成婚・離婚が、巷間に信じられてきたように男性の恣意にまかせたものではなく、律令の規定に従うものであり、かつ、虚構といいながら『源氏物語』もそれに従って描かれていることは、すでに指摘されている[注6]が、嫉妬で離婚が成立した例として、鬚黒大将の北の方と指喰い女のばあいを比較してみよう。

にはかに起き上がりて、大きなる籠の下なりつる火取をとり寄せて、殿の背後に寄りて、さと沃かけたまふほど、人のやや見あふるほどもなう、あさましきに、あきれてものしたまふ。さるこまかなる灰の目鼻にも入りて、おぼほれてものもおぼえず。払ひ棄てたまへど、立ち満ちたれば、御衣ども脱ぎたまひつ。うつし心にてかくしたまふぞと思はば、またかへり見すべくもあらずあさましけれど、例の御物の怪の、人に疎ませむとする事と、御前なる人々もいとほしう見たてまつる。

（真木柱　三―365～366ページ）

玉鬘のもとへ出かけようとする夫鬚黒の大将に対する嫉妬に端を発した北の方の行状は、物の怪のせいとされ、後には「心違ひ」とも表現されるているが、「戸令」にいう棄妻の条件、

凡そ妻棄てむことは、七出の状あるべし。一には子無き。二には淫泆。三には舅姑に事へず。四には口舌。五には盗竊。六には妬忌。七には悪疾。（戸令第八　28条[注7]）

のうち、「妬忌」に該当する。北の方のように物の怪がついた錯乱状態は、戸令では「癲狂」で篤疾にあたる。悪疾については戸令第八の7条に別途規定があり、この場合の鬚黒北の方は悪疾には当たらない。

一方、指喰いの女は、「もの怨じをいたくし」「例の腹立ち怨ずる」と深く嫉妬するさまが繰り返し述べられているから、指に噛みついたという行為は、「妬忌」に当たるとも言える。ただし嫉妬は日常的な感情とも言えるので、どの程度ならば七出の状にいう妬忌にあたるかは不明。しかし、私見によれば、嫉妬よりも相手の身体を傷つけたということの方が、左馬頭と指喰いの女の別れの場面においてはさらに重要な意味をもつと考えられる。実際には食いちぎられたわけでもない指を、かがめていた理由もそこにあるのではないか。それを明らかにするためには、まず、当時の社会における身体不具の問題をあらためて確認しておく必要がある。

二

『源氏物語』においては、次のような例が考察の糸口となる。(注8)

「容貌(かたち)などはさてもありぬべけれど、いみじきかたはのあれば、人にも見せで尼になして、わが世の限りは持たらむ」と言ひ散らしたれば、「故小弐の孫はかたはなむあんなる。あたらものを」と言ふ。

（玉鬘　三―92ページ）

大夫監に結婚を迫られる玉鬘が、結婚を固辞するにあたって、みずからが不具であるということが繰り返し述べられる。在地の権力者である大夫監に対し、角を立てることなく断るには、不具であるということが好悪という個人の事情を排除しての、社会的に容認されるぎりぎりの申し開きであることに注意しなければならない。監が「いみじきかたはありとも、我は見隠して持たらむ」（三―94ページ）、「天下に目つぶれ、足折れたまへりとも」（三―97ページ）となおも不具を見越した結婚を迫る発言を繰り返すこと自体、不具を忌避する当時の社会のありようを裏側からあざやかに照らし出している。

また、入水した浮舟が発見され、人ではないのではないかと人々が怪しみ、薄気味悪く思うところでは、「身にもし疵などやあらんとて見れど」（手習　五―289ページ）と、行き倒れか自死かと疑われる尋常ならざる女に対し、そうした状況に陥った原因としてまず不具であるかどうかが脳裏に浮かんだようであるが、不具であることが当時の社会においていかに安住しがたいものであるかを示していると言えよう。不具ゆえに追われ、あるいはみずから世を逃れざるを得なくなった女ではないかと、人々は考えるのである。

御伽草子『鉢かづき』では、鉢が頭から取れなくなった姫に対し、継母が、「かゝる不思議のかたわもの、うき世には有けることよとて、にくみ給ふこと限りなし」（61ページ）(注9)と、「かたは」ゆえ憎み、「ある野の中の四辻へ、棄てられける」（62ページ）となる。四辻は無縁の場、異界との接点とされるから、姫が四辻へ棄てられたのは、人の社会から追放され、通常の社会から逸脱したことを意味しているということになる。人ならぬ者への転落である。流浪する姫を見た路傍の者たちが、「頭は鉢、下は人なり。いかなる山の奥より人間にてはなし」と指さし、蔑んでいるように、「かたは」は妖怪変化であって、人ではないと認識されるのである。(注10)

このような不具を巡る当時の社会状況を確認したうえで、指喰いの女に立ち戻るならば、左馬頭としては、指を喰いち

ぎられそうになったことは、痴話喧嘩を越えた、容赦しがたき事態であったということになる。最悪、失指という事態が予測されるからである。幸い指は軽い怪我ですんだようだが、後日に障害が遺るような傷、あるいは全損という事態すら招きかねない、女の行為であった。指の障害については、

凡そ一つの目盲、両つの耳聾、手に二つの指無く、足に三つの指無く、手足に大きなる拇指なく（後略）

（『戸令』第八　7条）

とあり、万一、左馬頭の指に障害が遺ったとすると、この条に照らせば「残疾」となることになる。なお、障害の度合いは「残疾・癈疾・篤疾」の順で重くなる。

では、左馬頭が「残疾」となることは、いったいどのようなことを意味するのか。律令のさまざまな条項において疾に対しては、負担の軽減、あるいは免除・保護規定が設けられている。律令において軽減・免除・保護の対象とされているのは、「年七十以上、十六以下。及び癈疾」（名例律第一　30条）、「年八十以上及び篤疾」（賊盗律第七　1条）などであって、「人」として社会の構成員とは見なされない老人・童であることを考え併せるならば、同じく免除対象となっている不具者も、やはり社会構成員の外なる存在と見なされていたことが判明しよう。それは、障害を負った不自由さのみならず、当時の貴族社会においては計り知れない蔑視と差別の中で生きることを意味している。官吏としての栄達はほど遠いというべきである。左馬頭が指喰いの女に向かって、「いよいよまじらひをすべきにもあらず」と言うのは、「まほ」なるものを好み「かたほ」なるものを排する宮廷社会において、指を喰い切られてしまうことは、官吏としての基盤を根こそぎ失いかねない目に遭わされたのと同義だとの認識があったためであろう。「朝廷の交際上さしつかえる欠点の意味の「きず」」と、新日本古典文学大系には注するが、「さしつかえる」といった生易しいものではなかった。

以上のような当時の社会背景からすれば、左馬頭が「およびをかがめてまかで」た理由は、おのずと明らかであろう。貴族社会からの逸脱を余儀なくされるかもしれない、体を損なうような指喰いの女の仕打ちは、冗談ではすまされぬ、官吏左馬頭の一生を左右する事態に発展しかねないものであった。指をかがめて退出したのは、すんでのところで不具者となるところであった左馬頭の、不具たることへの怖れであり、そうした転落をもたらそうとした女へのやり場のない怒りを、女に伝えんがためであった。痛さで指を曲げていたというような、ある意味場当たりな行動と見るだけでは、この場面の男女別れの描写は、内在する圧倒的な現実味を失ってしまう

と言えよう。鬚黒の大将の北の方の描写が、当時の現実の離婚規定に即して描かれているのと同様に、作者は左馬頭の語る男女の別れ話にも、その背後に男女が暮らし、別れていくにあたっての、現実社会のなまなましいありようをしっかりと描きこんでいる。

左馬頭は、「世を背きぬべき身なめり」と、出家をもほのめかしているが、不具となって貴族社会からはじき出されてしまえば、生きる場を人界の外に置くよりなく、左馬頭も貴族のはしくれ、残された道は出家ということになる。

汝等九百九十九ハ、前世ニ法ヲ謗タル罪ミニ依テ、六根ヲ全ク不具ズシテ鼻無キ果報ヲ得タリ。此ノ一ノ猿ハ前生ノ功徳ニ依テ六根ヲ全ク具セリ。（『今昔物語集』巻第五・舎衛国鼻欠猿、供養帝釈語第二十二）[注11]

と、不具は前世の罪によると考えられていた節もある。また、重き咎により目・手足を切られて捨てられた盗賊が、

我等五百人、命（稿者注：「今は」の誤写という）ハ人ニ非ヌ者ト成レリ。又ハ土ノ器破タルガ如シ。現世ニ片輪者ト成テ辛苦悩乱ス。又、後生ニ三悪道ニ堕テ、苦ヲ受ム事疑ヒ無シ。

（『今昔物語集』巻第一・舎衛国五百群賊語第三十八）

と、地獄に堕ちて苦患を受けるという話が、五百羅漢の由来譚の一つの中で語られている。ここで五百人の処罰された盗賊は「人ニ非ヌ者」となったのであり、「土ノ器破タル」ような存在で現世でも来世でも苦患の中にある。左馬頭が捨て科白で出家を口にしたのは、このような不具者の罪障消滅という通念に従った、当時としては自然な発想であり、現実に根ざした表現と言うことができるのではなかろうか。

なお、他愛のない男女の別れ話に、仰々しく法の取り決めなど持ち出すのは野暮のきわみであるが、それに照らすならば、「凡そ闘ひ殴ちて、人の支体を折り跌（きふ）へ、及びその一目を瞎（けつ）せらば、徒三年」（闘訴律第八　4条）と、相手を骨折・捻挫させたばあいの処罰もある。あるいはまた、妻が夫を殴ったばあいはどうかと言えば、戸令「殴妻之祖父母」の条の中で、「夫を害せらむとせらば、赦に会ふと雖も、皆義絶と為よ」（戸令第八　31条）と規定されている。『令集解』所引の「古記」によれば、「妻殴夫者徒一年」、「穴記」によれば「殴夫杖一百」（国史大系本『令集解』巻十　戸令　310ページ）。「害」は謀殺することであるから、この左馬頭と指喰いの女の事態に較べれば非常に重く深刻なものであるが、男と女の喧嘩や離婚も、法の網がそれなりにかけられていたことは窺うことができようか。もちろん男女の仲のことであるから、すべてが法に則るということはあるはずもないが、左馬

頭は女の蛮行に乗じて、自分に有利なよう公威を借りようとしているとも言え、さしずめ現代で言えば、訴訟をちらつかせた、というあたりであろう。まことに抜け目のない、喰えない男である。

三

当該部分、本文について見ておこう。大島本をもって代表掲出するならば、「かゝるきすさへつきぬれは」「およひをかゝめて」となっており、仮名遣いを除けば大成所収の青表紙本・河内本・別本すべて同文。唯一、国冬本のみ「きすさへつきぬるは」に作る。[注12] 興味深いのは『岷江入楚』で、

かたわさへつきぬればいとゝしくましらひをすへきにもあらす（帚木二　141ページ）[注13]

という本文を持ち、「世を背きぬべき」で立項する注として、「かたわさへつきぬれば今は出家入道の身ともなるへきと女をおどしいふ也」と、指を噛まれた左馬頭の不具に関わる本文・注を備えていることである。『岷江入楚』「諸本不同」の項には、「当流は定家卿の青表紙を用るそ紫明水原より河海なとまてもみな河内本の註とみえたそ　されともそのよき所をは当流にも用るそ」（第一巻17ページ上段）とするが、もとより通行の青表紙本・河内本とは異なる本文であること、前記の通りである。野々口立圃による梗概書『おさな源氏』寛文十二年版も、「我ゆひひとつくひきりたりこれはいかなる事そかくかたわになりては世のましはりもなりかたしけふこそかきりなれといひて」（『おさな源氏』一之上　巻一・8ウ）[注14] の本文を持つが、このような異文本文の出所は不明である。『細流抄』が「かくかたわにさへなれはよろつかひなし」[注15] と注するのが、『明星抄』を経て『岷江入楚』に継承されている可能性もあるが、事情は不明としか言いようがない。

いずれにしても、通行の本文とは別の、指を噛まれて傷ついたことを「かたは」と換言する本文・注が、少数とは言え流布していることは、「およびをかがめて」退出した左馬頭の行動が、たんなる夫婦喧嘩を越えた、身体欠損の問題に深く関わる性格をもつものであることを、かつてはごく当然のこととして理解していたことを示していると考えて良いのではなかろうか。

そうした理解が珍しいものではなかったことは、次のような資料からも窺うことができる。江戸期延宝五年（一六七七）刊の評判記『もえくゐ』は、『源氏物語』を下敷きにして書かれているが、上臈の遊女に心中立てを迫る客を描いた箇所では次のようにある。

または心には染まずながら逢ふ男の、大唸りの大臣にて、「物日か何か、おつと〳〵」と請け取り、卑しけれど財比べにも、「銀が敵じや」などといふやうなる力みありて、行末の寄る辺にも、「必ずや〳〵」と懇に契りたるが、少しの節より口説起こりて、今はの時身を痛むることは、鬱く堪へ難くは思ひながら、せめての勤めに、指を殺ぎ爪を削るもあり。（『もえくゐ』中）[注16]

「指を殺ぎ」は、遊女の心中立ての証しとして、指を切って男へ差し出すこと。「爪を削る」も同じであるが、「指を殺ぎ」よりは証しとしては劣るものである。些細な喧嘩がもとで別れる遊女と客のやりとりが、帚木の雨夜の品定めのパロディとして仕立てられている。心中立ての指切りは、ほんとうに指を切ってしまう、すなわち「身を痛むる」ので、左馬頭のばあいと違って、この遊女は不具となるのであるが、こうしたパロディが成立すること自体、左馬頭の「およびをかがめて」退出した姿に、真に指を失った男を透視している、江戸期の『源氏物語』理解と享受の一端が現れていると言えよう。参考のために記すれば、『絵入源氏物語』の帚木の巻のこの箇所の挿絵、指を曲げて退出する左馬頭の姿がはっきりと描かれている。

しかしながら、こうしたある種なまなましく残酷とも言える読みは、近代の注釈史の中では埋没していく傾向にあり、吉澤義則が「不具者にまでなつたから」[注17]と注して以降、顧みられることもなくなったようである。『源氏物語』の抒情美のうちに、滑稽なものとしてとらえられることの多い左馬頭の指喰いの女との別れ話であるが、当時の社会の現実に照らしての再検討も、まだまだ必要である。

四

指喰いの女の逸話において、左馬頭が「およびをかがめて」女のところから出て行ったのは、これまで述べてきたように、指の痛さやたんなる女への当てつけなどという即事的な理由に拠るのではない。「かたは」なることを忌む当時の貴族社会から、官吏たる左馬頭が脱落・放逐されかねない行為に及んだ女への、強烈な当てこすりである。指を失うということは、身体の不自由をはるかに越えた、重大な意味を当時の貴族社会では持っていた。思い出せば愚かにも面白い、若気のいたりの別れ話というだけではなく、そこで語られる左馬頭の行動は、「妬忌」による離婚という法制の土台の上に立ち、不具ということをことさら強調することによって、律令制の堅固な社会体制の中に正確に位置づけられている。そういう

意味では、この左馬頭の「中の品」の女との恋愛話は、本質として、きわめて社会的なありようを持っているということである。個人の恋愛を社会的というのは、少し奇妙に響くかもしれないが、その離別の一連の表現が、社会や法の基盤に立脚しているという意味において、社会的なのである。『源氏物語』が写実的・現実的に描かれているというのは、左馬頭の別れの場面のような微細な描写においても、当時の社会の現実や通念が、端々まできちんと書きこまれているということである。雨夜の品定めを契機として、光源氏の「中の品」の女性との物語が始まることは、現在おおかたの共通理解と言えるが、その発端となる左馬頭の談義が、身体欠損という社会構造に深く関わる問題を内在している、あるいは枠組みとして備えていることは注意されてよい。むろん、光源氏の中の品の女性との交渉には、こうした社会のひずみのような、なまなましいものは内包されていないが、左馬頭のばあいとの対比によって、光源氏の物語の純粋さというものが際立つとも言える。本稿では触れなかったが、頭の中将の北の方による夕顔迫害も、光源氏と夕顔の交渉の場と比較すれば、同じ恋物語といいながら、光源氏のばあいにはそうしたなまなましさは排除されているということができる。左馬頭の体験談、頭の中将の体験談のもつ現実の厚さを背景に、主人公光源氏の中の品の女性との物語は導かれる。なにゆえ「およびをかがめて」左馬頭が立ち退いたか、その言動の背後にある不具をめぐる当時の社会状況を検討することで、帚木の巻の構造が見えてくると言えよう。

注

注1　室伏信助は、「体験談そのものの表現は、要約ではほとんど伝達しえない人情の機微、会話の妙味を存分発揮しており」とし、説話的側面を読み取っている。（「源氏物語の女性論―雨夜の品定め―」『源氏物語講座』第五巻　1971年　有精堂）。森藤侃子「帚木」（『国文学』1974年9月）は、「一方にはすき事として茶化してしまおうとする座興的な性格をもっている」とする。稲賀敬二「雨夜の品定め(3)―体験談」（『講座源氏物語の世界』1980年　有斐閣）は、「茶番劇にもなりかねない、指に喰いつく場面を事件の中心に設定し」ているとし、その結末に「あはれ」を看取している。須田哲夫は、「きわめて揶揄的に〝指喰いの女〟と呼ばれる」（「むらさき」第33輯　1996年　武蔵野書院）とする。

注2　『源氏物語』本文の引用は、小学館新編日本古典文学全集に拠り、その巻名とページ数を示した。古代學協會・古代學研究所編『大島本源氏物語』（1996年　角川書店）の影印によって表記を一部改めた箇所がある。以下、同じ。

注3　正宗敦夫編『類聚名義抄』佛中五二（1986年　風間書房）。

注4　阿部秋生は、「雨夜の品定」は、この十六帖（稿者注：帚木・空蝉・夕顔・末摘花・蓬生・関屋・玉鬘十帖）の物語の発端

であり、又基礎であ」ると言う（『源氏物語研究序説』９８１ページ　１９５９年　東京大学出版会）。森藤侃子は「この中の品と源氏との関係を成りたたせるための序・跋であった」と言う（前掲注１論文）。これに対し、高橋亨は、「無前提に源氏物語全体の序や総論として雨夜の品定めをとらえるべきではなく、まずこの三巻に限定して読むことが前提」と述べる（「国文学解釈と鑑賞」１９８０年５月）。

注５　『源氏物語評釋』１６５ページ（國文註釋全書第十二編　１９０９年。私に句読点を施した。）

注６　工藤重矩『平安朝の結婚制度と文学』（１９９４年　風間書房）。

注７　戸令の引用は、日本思想大系『律令』（１９７６年　岩波書店）の訓み下し文に拠った。

注８　『うつほ物語』には右大臣源正頼の、宮を産み育てている娘を称賛する発言に、「この宮たちを、そこばく、疵・片端［かたは］なく生ほし奉り」（蔵開・中　５５５ページ。室城秀之『うつほ物語』１９９５年　おうふう）の例がある。

注９　『鉢かづき』の引用は、岩波書店日本古典文学大系『御伽草子』に拠り、そのページ数を示した。以下、同じ。

注10　『日本紀略』長保二年（１０００）九月二十一日の条には、「廿一日乙未。今夜。承香殿築垣上置死小児。依五躰不具。為七日穢」とある（国史大系本に拠る）。触穢の問題は本稿とは直接関わらないので、今は措く。『本朝文粋』巻一に尾のない牛の五つの徳を歌った「無尾牛歌」があり、老荘にいう「無用の用」のごとき発想で無尾牛を讃える。蔑視への半措定であろう。

注11　『今昔物語集』の引用は、新日本古典文学大系に拠る。

注12　『源氏物語大成』および『源氏物語別本集成』（伊井春樹・伊藤鉄也・小林茂美編　１９８９年　桜楓社）に拠る。

注13　中田武司編『岷江入楚』第一巻（１９８０年　桜楓社）に拠る。

注14　中野幸一編『源氏物語資料集成』10（１９９０年　早稲田大学出版部）に拠る。

注15　伊井春樹編『細流抄』23ページ（１９８０年　桜楓社）に拠る。

注16　『もえくゐ』の引用は、岩波書店日本思想大系『近世色道論』に拠る。

注17　『対校源氏物語評釈』巻一　53ページ（１９５２年　平凡社）。

（さかもと　のぶゆき・京都女子大学文学部助教授）